

認定書

国住指第2251号
平成25年11月1日

旭化成建材株式会社
代表取締役 前田 富弘 様

国土交通大臣 太田 昭宏



下記の構造方法等については、建築基準法第68条の26第1項（同法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第2条第八号並びに同法施行令第108条第一号及び第二号(外壁(耐力壁)：各30分間)の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号

PC030BE-3020

2. 認定をした構造方法等の名称

人造鉱物繊維断熱材充てん／軽量気泡コンクリートパネル・火山性ガラス質
複層板表張／木製枠組造外壁

3. 認定をした構造方法等の内容

別添の通り

(注意) この認定書は、大切に保存しておいてください。

1. 構造名 :

人造鉱物繊維断熱材充てん／軽量気泡コンクリートパネル・火山性ガラス質複層板表張／木製枠組
造外壁

2. 申請仕様の寸法 :

申請仕様の寸法を表1に示す。

表1 申請仕様の寸法

項目	申請仕様
壁の高さ	構造計算等によって構造安全性が確かめられた寸法
壁の厚さ	145mm以上
たて枠間隔	500mm以下

3. 申請仕様の主構成材料 :

申請仕様の主構成材料を表2に示す。

表2 申請仕様の主構成材料

項目	申請仕様														
たて枠(荷重支持部材)	材料: 平成13年国土交通省告示第1540号に適合する壁のたて枠材 断面寸法: 38×89mm以上														
上枠、下枠	材料: 平成13年国土交通省告示第1540号に適合する壁の上枠及び下枠 断面寸法: 38×89mm以上														
外装材	<p>材料: 軽量気泡コンクリートパネル 構成: (1) 及び(2)</p> <p>(1) 軽量気泡コンクリート 化学成分(質量%):</p> <table> <tbody> <tr> <td>酸化カルシウム</td> <td>20~50</td> </tr> <tr> <td>二酸化珪素</td> <td>30~65</td> </tr> <tr> <td>酸化アルミニウム</td> <td>1~5</td> </tr> <tr> <td>酸化鉄</td> <td>0.5~5</td> </tr> <tr> <td>イオウ酸化物</td> <td>1~5</td> </tr> <tr> <td>原料中に含有する微量成分(酸化マンガン、酸化カリウム等)</td> <td>0.5~5</td> </tr> <tr> <td>強熱減量成分(水、二酸化炭素等)</td> <td>5~20</td> </tr> </tbody> </table> <p>密度: ①、②又は③ ①350(±40)kg/m³ ②400(±40)kg/m³ ③500(±50)kg/m³</p> <p>(2) 補強材 材料: ①及び② ①メタルラス 材質: 冷間圧延鋼板及び鋼帯(JIS G 3141) 厚さ: 0.8mm以上 単位面積質量: 650(±65)~1100(±110)g/m²</p> <p>②防錆材 単位面積質量: メタルラスの単位面積質量650(±65)~750(±75)g/m²未満の場合 ; 150(±30)g/m²以下 メタルラスの単位面積質量750(±75)~1100(±110)g/m²以下の場合 ; 200(±40)g/m²以下</p>	酸化カルシウム	20~50	二酸化珪素	30~65	酸化アルミニウム	1~5	酸化鉄	0.5~5	イオウ酸化物	1~5	原料中に含有する微量成分(酸化マンガン、酸化カリウム等)	0.5~5	強熱減量成分(水、二酸化炭素等)	5~20
酸化カルシウム	20~50														
二酸化珪素	30~65														
酸化アルミニウム	1~5														
酸化鉄	0.5~5														
イオウ酸化物	1~5														
原料中に含有する微量成分(酸化マンガン、酸化カリウム等)	0.5~5														
強熱減量成分(水、二酸化炭素等)	5~20														

つづく

つづき

外装材	<p>形状：</p> <p>1) 外形寸法 厚さ：35(±2)～50(±2)mm 幅：600(±4)～606(±4)mm 長さ：910(±5)～2000(±5)mm</p> <p>2) 断面形状 平板又はエンボス板</p> <p>3) 容積欠損率：7.6(±1.0)%以下(裏面からの厚さ35mm以下の部分) 張り方：縦張</p>
断熱材	<p>材料：①又は② ①住宅用人造鉱物繊維断熱材(JIS A 9521) ②人造鉱物繊維保温材(JIS A 9504)</p> <p>種類：1) 又は2) 1) ガラスウール 厚さ：20mm以上、密度：10kg/m³以上 2) ロックウール 厚さ：20mm以上、密度：20kg/m³以上</p>
構造用面材	<p>材料：火山性ガラス質複層板(JIS A 5440) 厚さ：9～25mm</p>

4. 申請仕様の副構成材料：

申請仕様の副構成材料を表3に示す。

表3 申請仕様の副構成材料

項目	申請仕様
胴縁	<p>材料：①、②又は③</p> <p>①日本農林規格に適合する針葉樹の下地用製材又は下地用集成材 ②日本農林規格に適合する針葉樹の造作用製材 ③日本農林規格に適合する普通合板又は構造用合板</p> <p>断面寸法：12×45mm以上</p> <p>取付間隔：500mm以下</p>
防水紙	<p>材料：①、②又は③</p> <p>①アスファルトフェルト(JIS A 6005) 単位質量面積の呼び：430以下</p> <p>②透湿防水シート(JIS A 6111) 材質：1)、2)又は3) 1)ポリエチレン 2)ポリエステル 3)ポリプロピレン 厚さ：0.4mm以下、 単位面積質量：100g/m²以下</p> <p>③なし</p>
外装材用目地処理材	<p>材料：建築用シーリング材(JIS A 5758)</p> <p>材質：1)～7)の一</p> <p>1)アクリル系樹脂 2)ポリウレタン系樹脂 3)アクリルウレタン系樹脂 4)ポリイソブチレン系樹脂 5)ポリサルファイド系樹脂 6)シリコン系樹脂 7)変性シリコン系樹脂</p> <p>使用量：50(±5)g/m以上</p>
外装材用留付材部補修材	<p>材料：①又は②</p> <p>①アクリル樹脂系補修材 ②セメント系補修材</p> <p>使用量：3(±0.3)g/1箇所以下</p>
留付材	<p>外装材用</p> <p>材料：木ねじ</p> <p>材質：1)又は2)</p> <p>1)冷間圧造用炭素鋼(JIS G 3507-2) 2)冷間圧造用ステンレス鋼線(JIS G 4315)</p> <p>寸法：胴部径 φ3.9×長さ40mm以上</p> <p>留付間隔： 短辺方向 胴縁上に中央1箇所以上 長辺方向 1000mmを超える場合；胴縁上に500mm以下(両端部を除く) 910mm以上1000mm以下の場合；胴縁上に中央1箇所以上</p>

つづく

つづき

留付材	<p>構造用面材用 材料：①～⑥の一 ①鉄丸くぎ(JIS A 5508) 寸法：N32以上 ②太め鉄丸くぎ(JIS A 5508) 寸法：CN32以上 ③シージングボード用くぎ(JIS A 5508) 寸法：SN32以上 ④せっこうボード用くぎ(JIS A 5508) 寸法：GN32以上 ⑤リングくぎ、スクリューくぎ又はくぎ 材質：1) 又は2) 1) 冷間圧造用炭素鋼(JIS G 3507-2) 2) 冷間圧造用ステンレス鋼線(JIS G 4315) 寸法：胴部径 ϕ 1.9 × 長さ32mm以上 ⑥木ねじ又はタッピングねじ 材質：1) 又は2) 1) 冷間圧造用炭素鋼(JIS G 3507-2) 2) 冷間圧造用ステンレス鋼線(JIS G 4315) 寸法：胴部径 ϕ 1.9 × 長さ25mm以上 留付間隔：周辺部100mm以下、中間部200mm以下 </p>
胴縁用	<p>材料：①、②又は③ ①鉄丸くぎ(JIS A 5508) 寸法：N32以上 ②くぎ 材質：1) 又は2) 1) 冷間圧造用炭素鋼(JIS G 3507-2) 2) 冷間圧造用ステンレス鋼線(JIS G 4315) 寸法：胴部径 ϕ 1.9 × 長さ32mm以上 ③木ねじ又はタッピングねじ 材質：1) 又は2) 1) 冷間圧造用炭素鋼(JIS G 3507-2) 2) 冷間圧造用ステンレス鋼線(JIS G 4315) 寸法：胴部径 ϕ 1.9 × 長さ25mm以上 留付間隔：500mm以下 </p>
防水紙用(防水紙を用いる場合)	<p>材料：工業用ステープル(JIS A 5556) 材質：1) 又は2) 1) ステンレス鋼線(JIS G 4309) 2) 鉄線(JIS G 3532) 寸法：内幅10mm以上、足の長さ6mm以上 留付間隔：縦500mm以下、横500mm以下 </p>

5. 申請仕様の構造説明図：

申請仕様の構造説明図を図1～図3に示す。

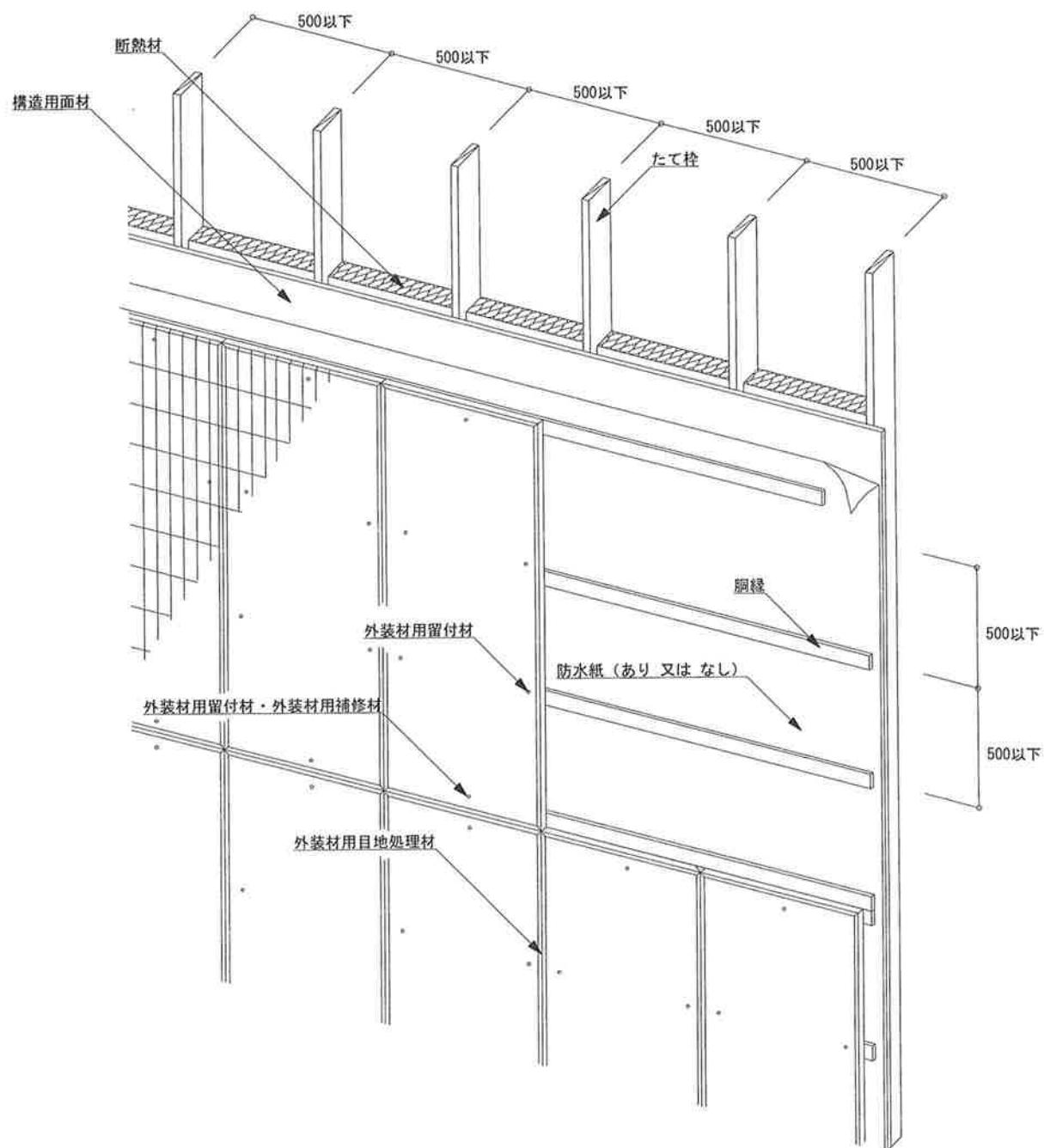


図1 構造説明図 (透視図・断熱材あり)

単位 : mm

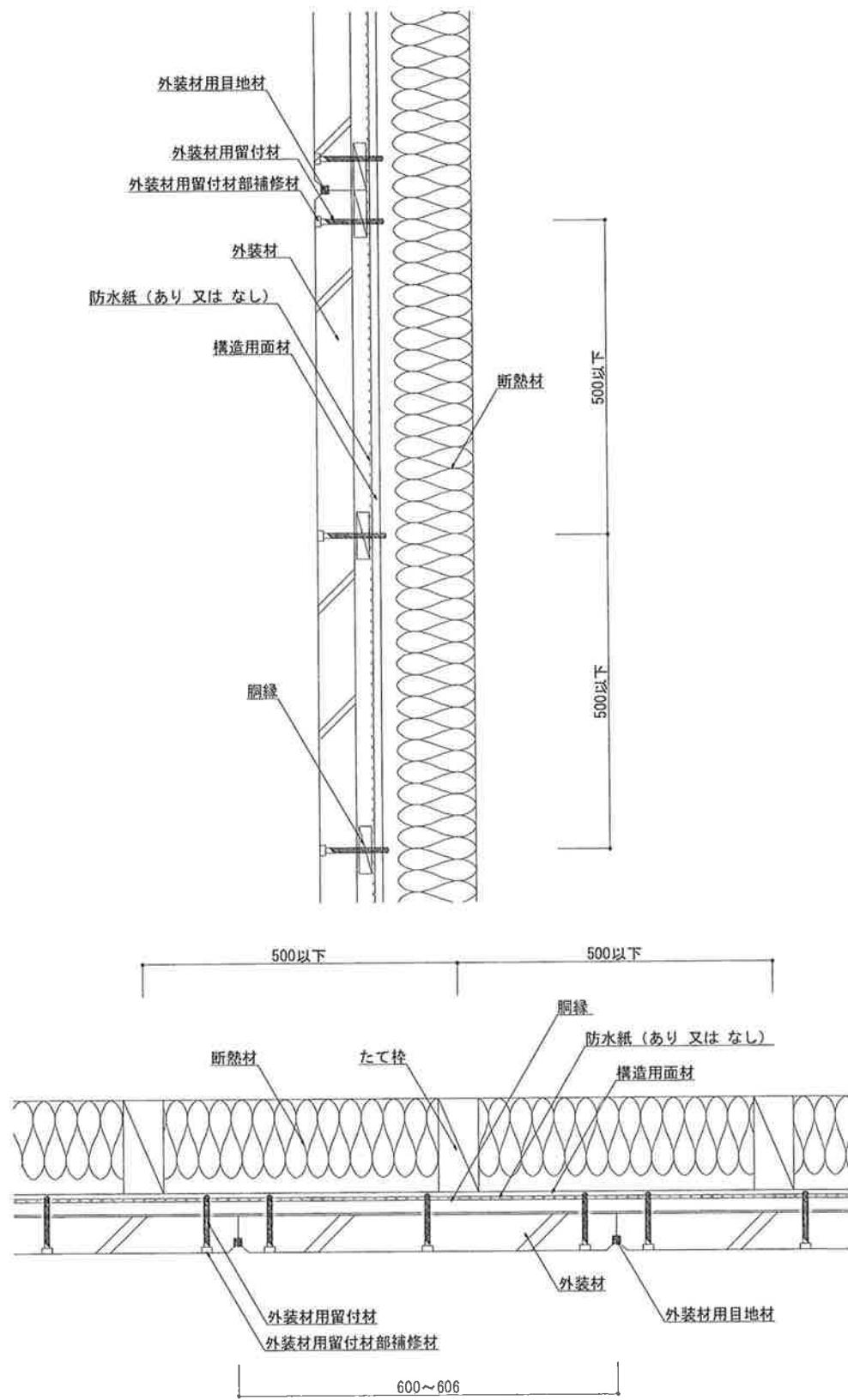
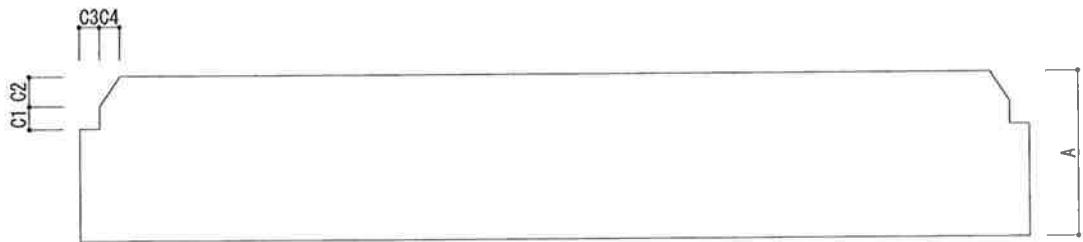
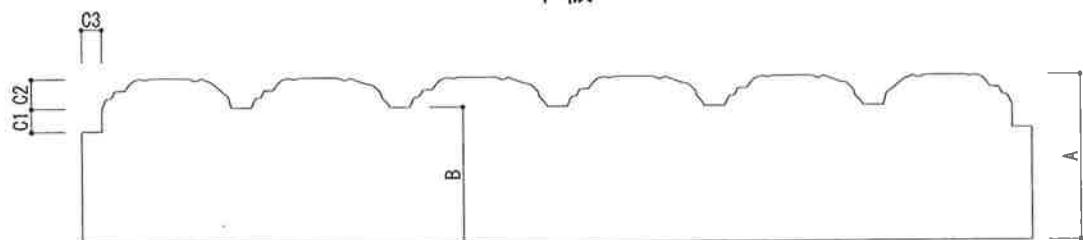


図 2 構造説明図 (水平垂直断面詳細図・断熱材あり)



平板



エンボス板

<外装材の形状>

項目	標準値		許容差
外装材の厚さ : A	35mm 以上 50mm 以下		±2mm
断面欠損部	溝部分の厚さ : B	29mm 以上	
	C1	7mm 以下	±1.5mm
	C2	6mm 以下	
	C3	3.5mm 以下	±1.0mm
	C4	4mm 以下	±1.5mm
	容積欠損率※2	7.6% 以下	±1.0%

※1 裏面から35mm以下の厚さの部分における寸法。

※2 裏面から35mm以下の厚さの部分における(端部切欠き部を含む)容積欠損の割合。

図3 構造説明図

6. 施工方法：

施工は以下の手順で行う。

(1) 下地

たて枠は反り曲がりのないものを土台の上部に垂直に使用し、500mm以下の間隔で取り付ける。

(2) 構造用面材の取り付け

構造用面材は、構造用面材用留付材を用いてたて枠の表面に取り付ける。

(3) 防水紙の張付け

防水紙を張付ける場合は、重ね代を縦90mm以上、横90mm以上とり、防水紙用留付材を用いて仮留めする。

なお、張付ける際にはたるみ、しわのないように張付ける。

(4) 脇縁の取り付け

脇縁は脇縁用留付材を用いてたて枠又は構造用面材に取り付ける。

(5) 外装材の取り付け

- ・外装材の張り方は、縦張りとする。
- ・外装材の留付けは、外装材用留付材を用いて脇縁に取り付ける。
- ・端部留付位置は外装材端部より30mm以上内側の位置で、所定の位置に留付ける。
取付けは、目地通りよく、不陸、目違ひ等のないように行う。
- ・外装材相互の目地処理は、外装材用目地処理材を隙間が生じないように密に充てんする。
- ・外装材固定用留付材の頭部は、外装材表面より7mm以上の深さまで打ち込み、打ち込んだ凹部は、外装材用取付材部補修材を用いて充てんし、補修する。

(6) 断熱材の充てん

断熱材は、たて枠間に隙間がないように充てんする。

【留意事項】

内装材を用いる仕様は、範囲外とする。